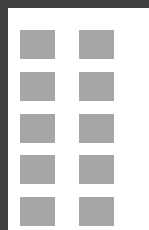


荒川区災害時地域貢献建築物 認定・助成制度



■荒川区災害時地域貢献建築物”認定”制度の概要

区では、大規模な水害等が発生した際、一時の避難先として近隣住民の受入が可能な建築物を「災害時地域貢献建築物」として認定しています。（令和4年9月1日現在 14件）

認定の対象となる建築物

◎緊急時に近隣住民の一時の避難先となる建築物

- ・新耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たしている建築物
- ・5階建て以上かつ延床面積1,000㎡以上の建築物

【認定基準】

- ①町会に加入または自治会を設立していること。
- ②地域と連携して防災訓練等の活動を実施していること。
- ③緊急時に近隣住民が避難してくることに、所有者等の相当数が同意していること。
- ④緊急時に建物出入口の円滑な解錠ができること。
- ⑤近隣住民の見やすい場所に認定プレートを掲示すること。

お問合せ先

防災都市づくり部 都市計画課 都市計画担当

荒川区役所北庁舎3階① 3802-3111（内線）2813

■荒川区災害時地域貢献建築物”助成”制度の概要

区では、「災害時地域貢献認定建築物」に対し、災害対応を行う際に必要な防災資機材等の購入経費の助成を行っています。

防災資機材購入経費の助成

【助成の対象となる防災資機材】

発動発電機・蓄電池、投光器・ランタン、毛布・マット、簡易トイレ・感染症対策物品（マスク、消毒液等）、長期保存水・保存食、…etc

【助成金額】

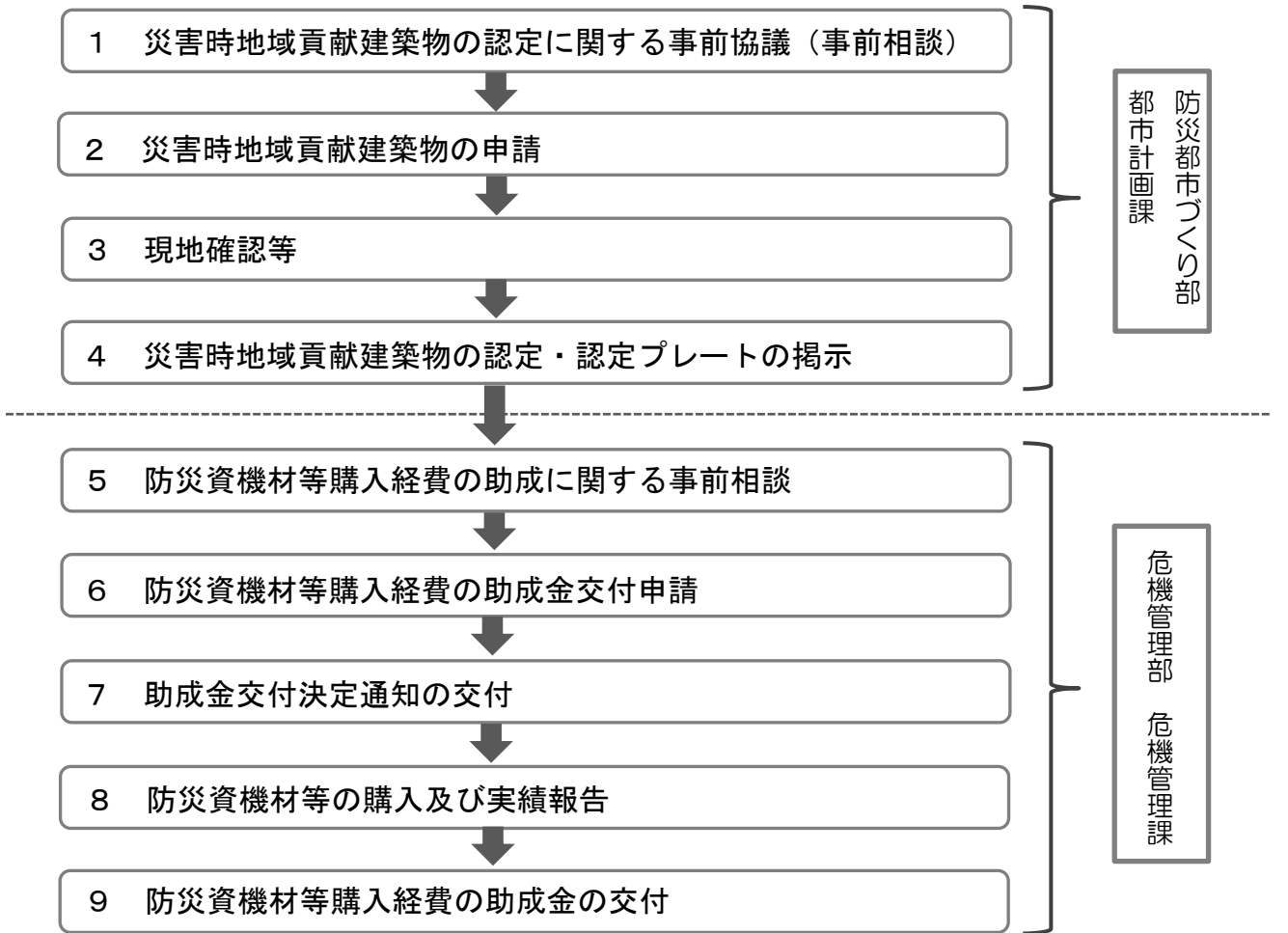
防災資機材等の購入経費の2分の1（上限50万円）

お問合せ先

危機管理部 危機管理課 防災管理係

荒川区本庁舎3階 3802-3111（内線）492

■ 手続きの流れ



～ 防災資機材等の例 ～



EV内緊急装備品



階段避難車（階段補助器具）



発電機

よくある質問（Q&A）

- Q1) 近隣住民が避難して滞在できるようなスペースや備蓄倉庫はないのですが、この認定を受けるのに問題はないですか。
- A1) 避難者が長期滞在するための避難場所としてではなく、水害時等の一時的な避難先として考えております。そのため、共用部分（共用廊下・屋上など）をご開放いただき、近隣住民の方々を受け入れていただければと思います。
- Q2) 助成は、何回でも受けられるのですか。
- A2) 原則 1 回限りです。